広報
いまかね
健康で勤労にはげむ明るい町にいたしましょう。（町民憲章より）



総合体育館が完成いたしました



町民にとりまして、長い間の夢でありました「今金町総合体育館」が、皆様のご協力のもとにみごと完成いたしました。

私たち町民が、明るく幸せな生活を営むうえに何よりも大切なことは健康であるということです。

体育、スポーツの奨励はその意味で非常に重要なことであります。幸いなことに本町は昔からスポーツの盛んなまちで特に近年はママさんバレーボールをはじめ、各種のスポーツが老若男女を問わず普及しており、スポーツに親しむ人々が非常に増えてきております。

このようなことから町民の間から体育施設の整備を望む声が高まり、町としても町民体育館の建設が多年の懸案となっていた次第でありますが、開基八十周年、町制施行三十周年の記念すべき年を明年に控え、総合体育館が完成できましたことは誠に喜びに堪えないところであり、あわせて、本体育館建設にあたり、多くの町民の方や関係機関から賜わりましたご協力ご指導に対し衷心より感謝申し上げるところであります。

皆様の根強い願望とご協力によってできました、この体育館を幼児からお年寄り、そして身障者の方も〝みんなの体育館〟として有効に活用され、町民の健康増進、体位の向上、スポーツの振興に役立てていただきたいと存じます。

昭和五十一年五月四日

今金町長　河端　豊

'76年
5月号
No. 215

待望の〝総合体育館〟完成

5月5日、こけら落としに

日本女子バレーリーグ戦



スポーツに親しみ明るく楽しい町づくりを推進する本町にとって待望久しかった〝総合体育館〟が三月未完成、いよいよ五月五日にオープンします。

すでに落成記念行事となるこけら落としも決まり、町民のみなさんに利用していただく日まであとわずか、現在内部の仕上げも終りあとは外部の整備を待つばかりで

旧高校跡地に建てられた体育館の規模は、鉄骨コンクリート一部二階建で、建設面積は三千百七十三平方㍍です。とくに、半円型のアーチ型屋根が特徴で、町村では道南一の規模を誇ります。

幼児から大人まで気軽に利用できる

総合体育館は、町民のみなさんが気軽に利用できる体育施設であることはもちろんのこと、剣道・空手・柔道の武道場や中年層の体力づくりのためのトレーニング室のほか、家族そろってスポーツを楽しめるよう幼児のプレールームがあり、おかあさんが運動する間、お子さんも楽しんで運動できます。

そのほか、シャワー室、浴室、研修室、休養室も完備されていますので、幼児から大人まで、だれでもスポーツを楽しみ、汗を流した後の憩いの場として気軽にご利用ください。

落成記念に全日本女子バレーボール

このように立派な施設を誇る総合体育館が、五月五日にオープンするわけですが、落成記念行事として、町民のみなさんに喜んでもらえるスポーツでこけら落としをと、全日本女子バレーボールチームを招いて公式戦三試合を行います。試合は、昼の部午前十時からエキジビションゲームとして国体全国一位〝北海道女子教員〟対選抜北海道一位〝苫小牧中央高校〟。

夜の部は午後四時から日本リーグ〝三洋〟対日本実業団リーグ〝ヤクルト〟戦と〝三洋〟対日本リーグ〝ヤシカ〟戦がそれぞれ行われます。

北部檜山地方でバレーの公式戦が行われるのはこれが初めてですが、体育館の完成により、町民の体育振興をはかるのはもとより、こうした大試合も今後見る機会が多くなることでしょう。

5月9日から町民に〝無料開放〟

町民のみなさんが実際に体育館を利用していただくのは、バレーボール招待試合が終わったあと、九日から『無料開放』しますので、スポーツ技術の向上、健康の増進など、それぞれの用途に応じ〝みんなの体育館〟として大いに利用してください。この体育館には、専門の体育指導員や町のスポーツ指導員が技術指導や適切な健康管理の指導を行いますので、ご希望の方は気軽にお申しつけください。

責任を持って使用を

総合体育館は、町民みんなの公共施設です。利用する際は、次のことを必ず守ってください。

□使用時間の厳守 使用時間は必ず守ってください。使用時間の中には準備、後始末などに要する時間も含んでいます。

□設備、器具の利用 設備や器具などの出し入れは使用者に行なってもらいます。使用後も必ずもとの位置に整理し、使用場所を清掃してから係員の点検を受けてください。次に使う人が気持ちよく利用できるよう、必ず使用者の責任で行なってください。また、設備、器具などを運搬する際は、建て物や設備、器具などを破損しないようご注意ください。

□喫煙・飲食 喫煙は所定の場所で、また、競技場、武道館、トレーニング室での飲食は禁じます。

□使用場所は清潔に 紙くずなどは「ゴミ箱」に入れ、使用場所はいつでも清潔に。

□土足厳禁 競技場、各体育室トレーニング室などは土足で入れません。来館の際は、必ず室内用シューズか、スリッパを忘れずに。

□浴室・シャワーの使用 シャワーを使う場合は、熱湯に注意し、ムダな放水はしないでください。

□駐車場の利用 駐車場が完備されていませんので収容台数には限度がありますので、なるべく徒歩でご来館ください。

体育館の電話番号
2局
2026番
申込、受付
問い合せ

総合体育館利用ご案内

●使用の申込み

▼グループ、団体の場合＝体育館では、毎月利用日程表を作成しますので、利用予定月の前月、15日までに事務室へ申込みください。▼町民個人の場合は＝各個人の登録カードの番号を受付け台帳に記入しく入館してください。

●開館時間

夏期＝午前9時から午後10時まで
冬期＝午前9時から午後9時まで

●受付時間

午前9時から午後5時までで、同館事務室で受付けします。

●休館日

▼毎週月曜日。▼12月30日から1月6日まで。▼国民の祝日に関する法律に規定する日の翌日（すなわち休日の翌日が日曜日の場合は月曜日が休み、また、休日の翌日が火曜日の場合は水曜日が休みとなります。

●使用料の納入

▼個人の使用料金は原則として無料です。▼営利または、町外の方が専用使用する場合は下表の使用料金を申込みと同時に納入。なお、納入された使用料は、原則としてお返えしいたしません。

●使用の許可

使用を認めたときは、使用許可書をお渡しします。この許可書は、使用の当日同館事務室にお見せください。

●使用の取りやめ、変更

使用を許可された内容を取りやめたり、変更しようとするときは、すみやかに事務室まで連絡してください。

目的外使用の「使用料金表」

区分				午前 午前9時～正午まで	午後 午後1時～午後5時	夜間 午後6時～午後9時	全日 午前9時～午後9時
体育室	アマチュアスポーツに使用する場合	入場料等を徴収しない場合	幼児児童生徒	1,500	2,000	4,000	7,000
			学生一般	2,000	3,000	4,000	8,000
		入場料等を徴収する場合	幼児児童生徒	3,000	6,000	8,000	16,000
			学生一般	5,000	7,000	10,000	21,000
	その他の催物に使用する場合	入場料等を徴収しない場合	営利を目的としない場合	6,000	9,000	15,000	28,000
			営利を目的とする場合	20,000	30,000	50,000	90,000
		入場料等を徴収する場合	営利を目的としない場合	15,000	20,000	30,000	60,000
			営利を目的とする場合	35,000	50,000	80,000	160,000
研修室				600	900	1,200	2,400
休養室				600	900	1,200	2,400

備考
1 午前と午後又は午後と夜間を通して使用する場合の使用料はそれぞれの区分の使用料を合算した額とする。
2 使用のための準備及び原状回復に要する時間は、使用時間に含むものとする。
3 暖房を行ったときに規定使用料の2割を加算する。
4 団体の使用料減免については教育委員会が定める。
5 本表の使用料によりがたいものについてはその都度教育委員員会が定める。

●設備、器具などの使用

体育館の付属設備、器具などを使用する場合は、あらかじめ許可を受けてください。

貸出し備品のおもなものは、移動ステージ一式、放送備品、フェンスなどがあります。

●催し物のプログランの提出

体育館を専用、又は団体使用の場合は、事前にプログラムを提出してください。

なお、プログラム作成にあたっては、体育館職員が協力しますのでご相談ください。

〝社会教育委員・体育館運営委員・青少年会館運営委員〟

星加道雄（八幡町）蝦名義重（大和町）鈴木幹男（豊田）能代毅（日の出町）石井照子（本町）村本政義（田代）伴常雄（末広町）沢卓（高美町）小野光雄（豊田）西里貞嘉（神丘）及川寿子（春日井）未藤春義（田代）

〝体育指導員〟林保彦（今小）中野武房（桧山北高）山口利勝（花石小）友善孔（八束中）阿部幸治（今中）黒田友近（今中）坂本博之（種中）福地邦夫（共済）八重樫和敏（農協）布施明義（自営）

〝スポーツ指導員〟山口利勝（花石）坂本博之、安達秀雄、斉下勉、六鎗俊郎、秋山実（種川）増田勝彦（曙町）三上輝代、鈴木竹雄、伊藤修（日の出町）細田征夫、八重樫和敏（高美町）黒沢茂樹、宮崎紀子（東町）守谷幸雄、中康夫（八幡町）大上哲夫、水野百合子、秋元寿（緑町）福地邦夫、水野信義、石井常雄、垣本利夫（大和町）布施明義（本町）阿部幸治、黒田友近、中野武房（南栄町）磯部紀貞、吉田正人（南町）今野むつ子、竹内正夫（末広町）内ヶ島万寿夫、佐藤博、小西修（寒昇）渡辺美弥子（御影）青木義則、村瀬重一、中野俊昭（八束）今野重行、水野勲（金原）

〝体育の殿堂〟オープン

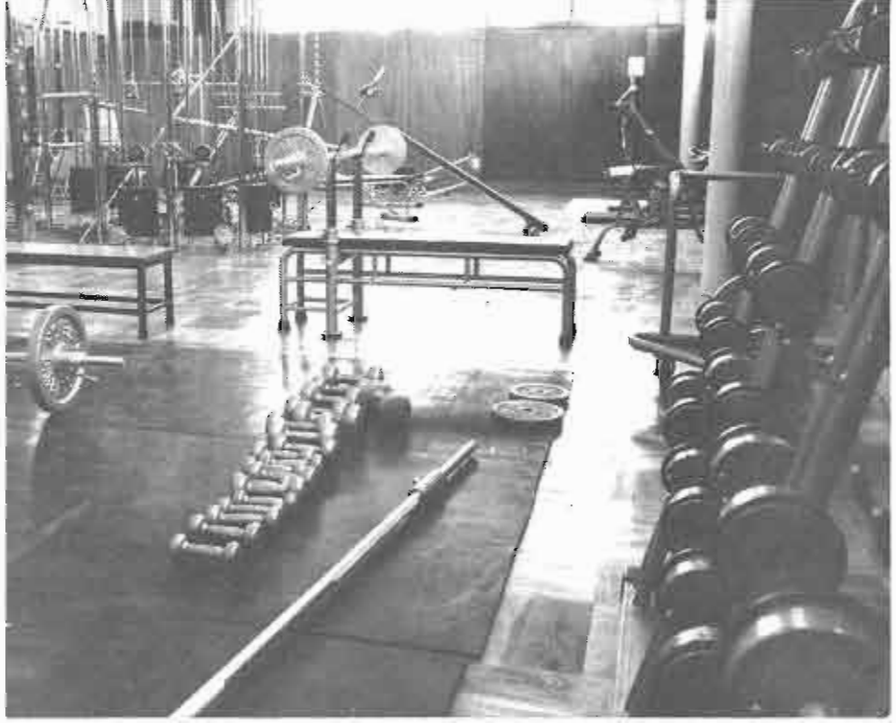

1階



▶競技場

競技場の広さは1242平方㍍（タテ32㍍・ヨコ38㍍）あり、このスペースにはバレーボールやバスケットボールが2面、バドミントンなら6面、インドアテニスなら2面、卓球台であれば15台置けます。そのほか室内競技全種に利用でき、二階には観覧席があり立見を含め約五百人が収容できます。



▲休養室　18畳敷の和室

▶浴室

トレーニングのあとはシャワーでさっぱりしては。男性用と女性用があります。





▲シャワー室

▶プレイルーム（幼児室）

幼児が安全に楽しく遊べるように、カーペット敷で遊具もカラフルな積み木や玉入れなどがあり、競技場からも見えるようになっていますので家族ぐるみでどうぞ。



▲ホール

玄関を入ると左側が事務所。広いホールにはラウンジピットという円形型のへこみ席があり、輪になって話し合うのに便利です。



2階

◀トレーニング室

体を鍛えるための訓練器具を約50種用意しています。健康の増進や美容などにご活用ください。

おもな器具は▽コンビネーショントレーナー（10種目）▽バーベル・ダンベル各種▽ランニングトレーナー▽ツイストマシーン▽ベルトバイブレーター▽スクイリー▽スピードトレーナー▽エクササイクル▽アブドミナルボード▽ローイングマシーンなどがある。



▲指導員室

◀研修室

体育団体、スポーツ団体各種クラブの諸会議、研修や保健体育の講義に使用され、収容人員は約50人です。



◀武道場

武道場の広さは328平方㍍で（タテ13㍍・ヨコ25㍍）あり、おもに柔道、剣道、居合道、空手、レスリング、相撲などの練習競技場として使われ、武道場の半分には固定式タタミ50畳が敷かれます。

5月9日は、武道場開きが予定されており格技の演武や妙技を披露しますので、ご観覧ください。



町民税の均等割が千円に

臨時町議会　町税条例を改正

第三回臨時町議会は四月十五日開かれ、町税条例の一部改正など三議案を審議し、いずれも原案どおり可決しました。

おもな内容は次のとおりです。

◇町税条例　一部改正

■住民税関係＝▽個人均等割のうち、**町民税**が三百円から千円に、道民税が百円から三百円に▽法人均等割のうち、資本金額が一億円を超える法人及び保険業法に規定の相互会社で従業者等の数が百人を超える法人は年額七千円から四万円に、前述以外のもので資本金が一千万円から一億円以下の法人は年額七千円から二万円に▽低所得者の非課税規定として、年所得九万円以下の低所得者には均等割を課さないことになりました。

■軽自動車税＝原付50cc以下が五百円から六百五十円に、51cc～90ccまで八百円から千円に、91cc～125ccまで千円から千三百円に▽特殊、農耕作業用などは千円から千三百円に、その他のもの三千円から三千九百円に、▽軽自動車二輪のもの千五百円から二千円に、三輪のもの二千円から二千六百円に、四輪以上のもの四千五百円を営業用五千二百円、自家用五千九百円に、貨物用のもの二千五百円から営業用二千九百円、自家用三千三百円に、雪上車は千五百円から二千円になります。

●納期限の変更＝町道民税、固定資産税の納期は、従来、当該日の十六日からとなっていたのが、当該月の一日から納入できることになりました。なお、今年度の固定資産税第一期の納期限は、法改正の遅引により今年度に限り五月一日から五月三十一日までとなりましたのでご留意ください。

●固定資産（宅地及び農地）の評価替えにより税負担の調整率が改正されました。

最低賃金が改正に

日額の最低は千八百五十円

このたび、下記のとおり最低賃金が改正されました。

使用者の方は、最低賃金の適用を受ける労働者に対して、最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。北海道最低賃金は、産業別最低賃金の適用を受けない労働者に適用されます。

最低賃金改定一覧表

最低賃金名	発効年月日	金額 日額(円)	時間額(円)	別建等	参考 日額(円)	時間額(円)
北海道	51.2.27	1,850	232	－	－	－
食料品製造業	51.3.10	2,130	267	①　手作業による洗浄、皮むき、選別、包装又は箱詰めの業務に主として従事する者 ②　清掃、片付け、その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	1,914	240
繊維産業	51.3.19	2,064	258	製綿業、衣服・その他の繊維製品製造業	1,900	238
木材・木製品・家具・装備品製造業	51.3.10	2,166	271	①　経木、同製品製造業、木毛製造業、つまようじ製造業、割ばし製造業又はアイスステックバー製造業に係る業務に従事する者（機械の操作又は調整の業務を除く。） ②　彫刻物製造業に係る彫刻物（木製に限る。）の塗り又はみがきの業務に主として従事する者 ③　手作業による単板又は合板の運習又は補修の業務に主として従事する者 ④　手作業によるこん包又は運搬、清掃、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	1,915	240
パルプ・紙・紙加工品製造業	51.3.19	2,400	300	パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業又は大形紙袋製造業以外の業種	1,978	248
出版・印刷・同関連産業	51.3.10	2,203	276	①　印刷業に係る業務の技能習得中の者で雇入れ後6箇月未満のもの ②　清掃又は片付けの業務に主として従事する者	1,977	248
窯業・土石製品製造業	51.3.10	2,160	270	①　コンクリート製品製造業に係る手作業によるコンクリート製品の散水養生 ②　手作業による包装、清掃、片付けその他これらに準ずる軽易な作業	1,900	238
機械・金属製品等製造業	51.3.19	2,260	283	①　主として卓上において小型電動工具又は手工具を用いて行なう穴あけ、組立て、ねじ合わせ、みがき又は塗油の業務に主として従事する者 ②　雇入れ後6箇月未満のもの ③　清掃、整理、片付け、炊事その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	1,916	240
卸売業・小売業	51.3.19	2,064	258	①　小売業 ②　卸売業に係る清掃又は片付けの業務に主として従事する者	1,900	238
自動車整備業	51.3. 3	2,175	272	①　自動車整備の技能習得中の者であって雇入れ後6箇月未満のもの ②　清掃、片付け、整理その他これらに準ずる軽易な業務に主として従事する者	1,946	244
石炭鉱業	51.2.11	3,627	－	坑内作業のみ（含坑内組夫）	－	－
金属鉱業	51.2.11	3,420	－	坑内作業のみ（含坑内組夫）	－	－

註　①　短時間労働者等とは「当該事業場の一般労働者の所定労働時間より所定労働時間の短い者」(いわゆるパートタイマー）と（いわゆる時間給）がこれに該当します。
②　繊維業最低賃金および卸売業・小売業最低賃金の「除外労働者」は北海道最低賃金の適用されます。
③　「除外賃金」は、最低賃金に算入しない賃金であり「通」は通勤手当、「精」は精勤手当、「家」は家族手当のことです。

三優良納税組合を表彰

納税貯蓄組合長会議

本年度の納税貯蓄組合長会議は四月十六日町民センターで開かれ、組合の育成強化、新年度の事業計画など協議したあと、地方税法の改正点や国民年金の改善案などの説明を受けました。

納税組合は、現在七十二組合（組合員二千百五十九人）ありますが、昨年度の納付実績は、納期限内に一億二千九百七十一万円を納めていただき、この収納率は九八・六%（前年同率）となっています。

組合別では、一〇〇%が五十二組合、九〇%以上が十六組合、八〇%以上が三組合です。組合長さんのお骨折りと組合員のみなさんのご協力に感謝します。

なお、会議の席上、町長から優良納税組合として、過去十年間以上納税成績一〇〇%の次の三団体を表彰しました。また、納税組合長からは過去二十年間以上納税成績一〇〇%の個人を表彰しました。

▽団体　上種川（伊藤了一組合長）下メップ高台（立野与右門）▽個人　伊藤金又（細川勘三郎）▽個人　伊藤了一（上種川）立野与右門（下メップ高台）細川勘三郎（神丘高台）



表彰される上種川の伊藤了一組合長

50年度町税徴収実績調

税目		収入済額 千円
町民税		70,390
内訳	個人	55,494
	法人	14,498
固定資産税		47,780
軽自動車税		1,934
町たばこ消費税		19,226
電気税		5,378
木材引取税		299
特別土地保有税		18,546
計		163,553

家庭教育シリーズ

わが子とよその子

よいにつけ悪いにつけ、すぐよその子と比較して、一喜一憂するママ。この型のママには、二つの問題があります。一つは、自分が他人と張り合うことに夢中で、わが子に正しい関心を払えなくなって、不満と反感を抱かせることで、いまひとつは、そのことがわが子に、世のなかを対立的に見る習慣をうえつけることです。

子どもが、世のなかを対立的に見るようになると、成績の十分でない子どもは、結局劣等感に陥る。人と競走し、張り合うことに疲れ果てて、次第に不安を抱くようになるのは、人に笑われまい、軽べつされまい、人後に落ちまいと思うあまり、天分の能力の限界につかるからです。

「弟を見てごらん、おにいさんがそんなことでは、恥ずかしいですよ」「お宅のおぼっちゃんは、活発で結構ですね、うちの子はぐずで困りものです」。子どもはこれで、すっかり自分をダメだと思いこんでしまう。

わが子を、よその子どもと比較したがる親は、わが子を愛情の目で見ないで、劣っていたら恥ずかしいか、すぐれていたら誇らしいかの、欲望の目で見る。自分の欲求を満足させることだけを考え、わが子を人格として認めていないのです。

それは、自分の立ち場だけからわが子を見る証拠であって、全く利己的である。大いに恥ずべきことでありながら、世間には、そうしたママが案外多いことは誠に残念なことです。

（神丘小学校長）

◎町職員の人事◎

4月15日、第2回臨時町議会で助役に久保田常次さん（前収入役・56歳）、収入役に飯田政市さん（前総務課長・52歳）が選任されました。

【4月20日付】▷総務課長（議会事務局長）古畑正勝▷福祉課長（出納室出納係長）今野佑▷出納室出納係長（教委総務係長）坪田有隆▷町民課交通安全係長兼務（同水課住民係長）上田邦孝▷水道室水道係長（建設課林道係長兼用地係長）畠山英弘▷建設課建設係長兼林道係長兼用地係長兼水道室水道係（水道室水道係長）大和英雄▷福祉課衛生係長（税務課第1賦課係）杉内秀次▷税務課第2賦課係（国保病院医事係）沢谷芳博▷同課第1賦課係（同課徴収係兼税外係）桜井繁▷同課徴収係兼税外係（建設課管理係兼水道室水道係）一入節夫▷農政課農政係兼畜産係（税務課第2賦課係）稲船昭範▷選管書記兼総務課庶務係（農政課農政係兼畜産係）高畑秀樹▷同書記兼総務課職員厚生係兼管財係（同書記兼同課庶務係兼職員厚生係）八重樫旨雄▷総務課職員厚生係兼務（同課庶務係）伊藤裕美子▷同課財政係（選管書記補兼総務課庶務係兼職員厚生係）水野多津子▷町民課住民係兼交通安全係）同課住民係兼すぐやる係）中野寛▷同課すぐやる係兼交通安全係（国保病院運転技術員）小泉建治▷福祉課年金係（総務課財政係）伊藤恵津子▷農政課農政係兼畜産係（総務課勤務）赤川彰一▷議会事務局＝事務局長（福祉課長）森野庄平▷教育委員会＝総務係長兼務（教委次長）富沢昭雄▷給食センター建設準備係長（福祉課衛生係長）若山省三▷学校教育係（福祉課年金係）今野むつ子▷国保病院事務次長兼務（国保病院庶務係長兼経理係長）大塚勝三

保健コーナ

5月の保健日程は、次のとおり町民センターで行います。お気軽にご利用ください。

▶一般健康相談＝12日・後½～3時
（毎月定期に血圧を計りましょう）
▶妊産婦相談＝14日・後½～3時
▶3か月児検診＝28日・前½～11時
▶乳幼児相談＝28日・後½～3時
▶妊産婦検診＝31日・後½～3時

5月の休日当番医

2日　北檜山町国保病院☎④－5321
3日　今金町岩間医院☎②－0057
5日　北檜山町国保病院☎④－5321
9日　今金町国保病院☎②－0221
16日　北檜山町国保病院☎④－5321
23日　今金町国保病院☎②－0221
30日　北檜山町　平医院☎④－5011

税の知識

確定申告のまちがい 早く訂正すると有利

昭和五十年分の所得税の確定申告の受付は三月十五日で終わりました。しかし、確定申告事を提出した後で、計算違いなどのために記載内容がまちがっていたことに気づいた方はありませんか。まちがっていたときは訂正することができます。

訂正の手続きなどについてお知らせします。

▽税額を少なく計算していたとき

所得や税額の計算をまちがい、納めた税金が少なかったり、還付を受ける税金が多いことがわかったときは「修正申告」をして正しい金額に訂正することができます

この修正申告は、税務署から更正の通知があるまではいつでもできますが、なるべく早くした方が有利です。つまり、税務署の調査を受けた後で修正申告をしたときは、税額の五%の過少申告加算税がかかりますが、自分でまちがいを発見して調査を受ける前に修正申告をしたときは、過少申告加算税がかかりません。

▽税額を多く計算していたとき

所得や税額の計算をまちがったため、税金を納め過ぎていたり、還付を受けた税金が少ないことがわかったときは、正しい税額になおすように「更正の請求」をすることができます。

更正の請求ができる期間は、申告期限から一年間ですから、昭和五十年分の所得税の確定申告については、昭和五十二年三月十五日までです。

更正の請求をすると、税務署ではその内容を調べて、納め過ぎの税金を返すことになっています。

▽確定申告を忘れていたとき

確定申告をしなければならない人が、忘れていたりして申告をしていなかったときは、申告期限後でも確定申告をすることができます。この「期限後申告」は、税務署から決定の通知があるまでは、いつでも申告することができますが、なるべく早くした方が有利です。つまり、期限後申告をしないで税務署から決定の通知を受けると、税額の一〇%の無申告加算税がかかりますが、調査を受ける前に申告したときは、無申告加算税は税額の五%で済みます。

なお、申告書の用紙は八雲税務署に用意してあります。



■日進地区に寿の家が落成

集会施設がなかった日進に『寿の家』が完成、三月三十日喜びの落成祝賀会が行われた。この会館には、集会室（写真）や12畳の和室と調理室が完備され、老人クラブ、青年、婦人学級などに幅広く活用される。

＝広報＝トピックス



今金婦人会

■利別川畔の花壇づくり始まる

花や緑で美しい環境をつくろうーと、昨年造成した自転車公園内の花壇に、四月二十一日伊達市の農業試験場から譲ってもらったパンジー、デージーの花約八百本を今金婦人会の応援で植えられた。

この花壇は各町内会や団体が受持って手入するもので、五月には美しい花が咲き薫ることでしょう。

住民の動態

		前月に比べて
人口	9,519	(－ 255)
男	4,701	(－ 102)
女	4,818	(－ 153)
世帯	2,690	(＋ 26)

（3月31日現在の住民基本台帳人口）

◎おたんじょうおめでとう

木村 純一（信雄 二男）東町
水野 智和（正則 長男）鈴金
小川 国良（準一 長男）南栄町
伊藤 哲史（清 長男）旭町
中川 昭彦（正志 長男）日の出町
清水 英美（好昭 三女）豊田
高田多真美（修 二女）日の出町
南川 真理（豊 三女）豊田
山寺 潤（利男 長男）本町
内ヶ島千春（祐一 長女）種川
伊藤 宏幸（芳孝 長男）南町
中塚 寿枝（由治 長女）末広町

◎いつまでもしあわせに

小西 修＝大谷 順子 寒昇
大津 隆徳＝工藤 敬子 大和町
長谷川正美＝村上 英子 東町
南川 勝己＝石川利美子 南栄町
新居 満明＝石山 町子 昭和町
伊藤 正行＝光井真理子 住吉
伊藤 光広＝水野久美子 曙町
稲垣 調正＝持丸 美也 金原

◎おくやみもうしあげます

須藤 恭作 六十三歳 種川
安達 ナカ 七十三歳 種川
阿部フサノ 七十三歳 東町
畑 末作 六十九歳 寒昇
大塚 フサ 七十五歳 昭和町
沼口 きの 七十五歳 種川

（三月分）

発行・北海道今金町役場 編集・総務企画課 印刷・長門出版社 発行・51・5・1